

IV. 特記事項

1. 心理相談センター及び発達支援センター

平成17年に、大学院（修士課程）の設置に伴い、臨床心理士第1種養成大学院の認定の下で、心理相談センターを実習施設として開設した。平成23年には、発達障害支援に特化した支援施設として、九州内の大学では九州大学に続き2校目の発達支援センターを開設した。現在は、臨床心理士に加え公認心理師の養成、臨床研究の場、地域の関係機関・職域への研修の場の提供等、教育・研究・実務家養成の場としての充実も図っている。

両センターは、合わせて年間計1,200件以上の相談・支援を行っており、鹿児島市にとどまらず県内も含めた地域の相談機関の中核を担っている。両センターの相談・支援は、臨床心理士・公認心理師の両資格を有する研究科教員14名（心療内科医1名を含む）と委託相談・支援員5名（外部の有資格者）が担っている（共通基礎表2-10「附属施設の概要」）。

大学院学生は、両センターで一人当たり8～10ケースを担当し、修了までに300時間以上の実践的な実習を通して、臨床心理士・公認心理師としての臨床力を育むための体験を積める。大学院修了後も、希望すれば両センターの研修相談・支援員として、研究や臨床研修を継続できる体制も整えている。平成29年には公認心理師養成学部として心理臨床学科心理臨床実践コースが発足し、学部から大学院へと一貫した養成教育が実現できている。

両センターでの臨床活動や教育の実践、研究および研修会に関する1年間の報告として、「志學館大学心理臨床研究紀要」（資料V-1-1）を毎年発行しており、これまでに10巻を数える。そこでは、1年間の両センターの活動報告はもとより、近年では修了生と指導教員との共著による研究論文やセンターの事例研究も増えてきている。

2. 社会連携

「地域社会とともに歩む」との考えに基づき、学内組織として、社会連携センターを設置し、社会連携活動を推進している。社会連携センターは、産官学コミュニティ連携、生涯学習、大学間連携の3部門からなる（資料V-2-1表1）。

社会連携に係る教育研究を推進するために、「地域課題に係る教育研究のための学長裁量経費」「社会連携に参加する学生の公欠制度」など、学内制度を整備している（表2）。学外のような機関と連携しており、自治体では鹿児島市と指宿市、教育機関では大学地域コンソーシアム鹿児島、地域・産業界では鹿児島県中小企業家同友会、企業では（株）南日本新聞社等と包括連携協定を締結している（表3）。それらに基づき、かごしま近代化遺産パートナーシップ会議若手会（鹿児島市）その他、おしごと体験ツアー他（指宿市）、B&Sプログラム（学生が中学生の修学旅行の企画・活動を手伝う企画）（JTB 鹿児島支店）、鹿児島県中小企業家同友会との意見交換会、紫原校区まちづくり協議会構成団体への参画など行っている。これらの活動は、教育領域、IR活動、SD研修などに役立っている。

教育領域では、地域課題などについて理解を深めるために社会連携活動への参画をベースとした授業科目を教育課程内で12開講しており、ほかにも授業の中で社会連携を組み込んでいるものが4ある（表4）。学外に対しても、本学独自あるいは学外組織と連携しながら、社会人に対して各種の学習機会を提供している（表5）。

包括連携協定締結機関を中心に、本学の運営に必要な情報の収集（IR活動）に協力して貰うと同時に（表6）、本学の社会連携活動について、広く情報公開している（表7）。